

## 伊豆の国市告示第156号

伊豆の国市空家等対策推進協議会設置要綱を次のように定める。

平成29年10月25日

伊豆の国市長 小野登志子

### 伊豆の国市空家等対策推進協議会設置要綱

(設置)

**第1条** この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき設置する伊豆の国市空家等対策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

**第3条** 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (4) 空家等の活用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、空家等対策に関し、必要と認める事項

(組織)

**第4条** 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 区連合会が推薦する者
- (2) 司法書士
- (3) 不動産の関係者
- (4) 土地家屋調査士
- (5) 建築の関係者
- (6) 伊豆の国市の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

**第5条** 委員の任期は、2年とする。ただし、年度途中で委嘱する場合又は委員を補充して委嘱する場合は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第6条** 協議会に会長及び副会長を各1人置き、会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

**第8条** 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

**第9条** 委員は、協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償)

**第10条** 委員には、会議に出席した都度報償を支払う。

2 前項の報償の額は、予算の範囲内において、別に定める。

(庶務)

**第11条** 協議会の運営及び庶務は、空家等対策担当課において行う。

(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この告示は、公示の日から施行する。